

**新型コロナウイルス対応緊急支援助成
事業計画（実行団体）**

事業名(主)	生活・法的支援による包括的生活安定支援
事業名(副) ※任意	

入力数 主 19 字 副 0 字

実行団体名	公益社団法人シャントィ国際ボランティア会
資金分配団体名	特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

優先的に解決すべき社会の諸課題

	領域		分野
✓	1) 子ども及び若者の支援に係る活動	✓	①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
		✓	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
		✓	③社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
✓	2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動		④働くことが困難な人への支援
		✓	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
✓	3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動		⑥地域の働く場づくりの支援
		✓	⑦安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

上記以外 その他の解決すべき社会の課題	
------------------------	--

入力数 0 字

SDGsとの関連

ゴール
_1.貧困をなくそう
_3.すべての人に健康と福祉を
_10.人や国の不平等をなくそう
_11.住み続けられるまちづくりを
_16.平和と公正をすべての人に

実施時期	2021年5月 ～ 2022年2月	事業対象地域	全国 <input type="checkbox"/> 特定地域 <input checked="" type="checkbox"/> （東京都豊島区とその周辺）	事業対象者： （事業で直接介入する対象者と、その他最終受益者を含む）	・対象地域において新型コロナウイルス感染拡大の影響により困窮する在留外国人	事業対象者人数	300世帯 900人
------	-------------------	--------	--	---------------------------------------	---------------------------------------	---------	---------------

I.団体の社会的役割

(1)申請団体の目的
地球上の貧困・平和・人権・環境等の諸問題を、世界の構造的矛盾によって生じた人類共通の課題と認識し、ありとあらゆる人々が本来的に所有する可能性を実現させ、全ての民族と人間の尊厳性が尊重され、又、国家や民族、宗教、言語、文化の違いを超えて共生し、「共に生き、共に学ぶ」ような地球市民社会の構築を目指し、国内外における開発協力・人道支援並びに災害・紛争における緊急人道支援事業を推進することを目的とする。
(2)申請団体の概要・事業内容等
1979年のインドシナ難民の大量発生を契機に、1981年に設立。1999年8月に法人格を取得し、2010年12月には公益社団法人格を取得。2021年4月現在、東京事務所と海外6カ国7地域に事務所を構え、 (1)国内外における地域開発及び人道支援のための事業 (2)武力紛争や自然災害等による難民や、罹災者等への緊急人道支援事業 (3)開発教育・地球市民教育及び国際交流事業 を主に展開している。

入力数 (1) 200 字 (2) 198 字

II.事業の背景・社会課題

新型コロナウイルス感染症により深刻化した社会課題
<p>【環境変化や課題】 近年急増する在留外国人は、不安定な在留資格や日本語能力の制限などから低賃金の非正規雇用が多く、困窮した生活状況に置かれがちであるが公的支援へのアクセスも難しく、地域との繋がりが少ないため地域の共助制度からの疎外・孤立も顕著である。豊島区は在留外国人が人口の約1割を占め、都内でも在留外国人が多い自治体であるが、上記のような問題がコロナ禍で顕在化し、学校や地域等で、劣悪な住環境の在留外国人家庭の存在、不就学・学校不適應の子どもの存在が取り沙汰されている。飲食店勤務等が多い在留外国人の生活にコロナ禍の影響は非常に大きく、失職やシフト削減等による経済的影響を強く受け、本年2月末の時点で連携団体の豊島区民社会福祉協議会が実施する緊急小口資金の貸付7594件、総合支援資金5490件の約半数が在留外国人による申請であった。</p> <p>【取り組み・協力・協働状況】 申請団体では昨年6月から、豊島区内の外国ルーツの子どもの対象に居場所づくり活動を実施し、コロナ禍での孤立防止等の成果を上げている。昨年4月からはコロナ禍の緊急支援事業として、外国ルーツの子ども等へ学用品配布を豊島区を含む全国7地域で実施した。 連携団体の東京パブリック法律事務所では、所属弁護士が在留外国人の法的支援や、生活困窮世帯の子ども対象の学習支援団体を運営など、生活困窮世帯に対する支援も行ってきた。</p> <p>【重要性・社会的意義】 困窮する在留外国人の生活基盤の安定のため、食料や行政手続きのサポート等の生活支援と、在留資格や債務整理等の法的支援による包括的支援の実施で課題解決を図る先駆的な事業である。支援を通して在留外国人の地域コミュニティへの社会的包摂を図ると同時に、在留外国人を支援の将来的な担い手として育成することを目指し、在留外国人による詳細なニーズ把握・多文化共生の推進が可能な新たな支援モデルを創出できる。</p>

入力数 798 字

III.事業内容

(1)事業の概要
事業対象者の300世帯(約900人)に食料配布を実施し、支援に加えてニーズ把握を行う。そのうち、より深刻な課題を抱える100世帯に対して、個別のニーズに応じた追加の物資支援(食料・学用品配布等)及び行政手続き同行といった個別の生活支援に繋げる。更に法的支援が必要な場合は法律事務所による在留資格相談や債務整理等を実施し、在留外国人の生活基盤の安定に寄与する。在留外国人と地域コミュニティとの繋がりを強化する取り組みを支援に組込むことで、在留外国人の社会的包摂を図り、持続性を見据え、在留外国人自身が支援者の役割を担うことで地域の外国人リーダーを育成し、在留外国人が支援を担える環境の整備を目指す。

入力数 298 字

(2)事業実施後(1年後)以降に目標とする状態
対象者の支援ニーズが把握され、そのうち100世帯が個別生活支援を受けるとともに、必要性・緊急性に依りて更に30世帯の在留外国人が安定した在留に向けた法的支援を受けられる状態。支援の過程で在留外国人と地域コミュニティの繋がりを強化し在留外国人が社会的包摂を得られ、在留外国人がリーダーとして育成され外国人材が支援を担う環境整備が開始され、在留外国人が主体的に参画できる地域社会に繋がる。

入力数 200 字

(3)今回の事業実施で達成される状態 (アウトプット)	実施・到達状況の目安とする指標	把握方法	目標値/目標状態	目標達成時期
<p>【成果1】 在留外国人に地域における生活支援が実施され、支援ニーズが把握される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食料配布数 ・学用品配布数 ・個別生活支援の回数 ・支援ニーズが把握された世帯数 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書(支援実績の記録) ・支援ニーズ把握に関する資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料配布300世帯 ・支援ニーズが把握され、個別生活支援を受ける世帯100世帯 	2021年8月

<p>【成果2】 在留外国人が安定した在留に向けた法的支援を受けることができる。</p>	<p>・弁護士が関わった件数</p>	<p>・担当弁護士作成の法律相談等の実施に関する報告書</p>	<p>・法律相談30件 ・法律援助、代理業務受任件数20件 (本予算は在留関係事件12件に)</p>	<p>2021年11月</p>
<p>【成果3】 在留外国人の参画を含めた社会的包摂支援が開始される。</p>	<p>・外国人コーディネーター雇用数(育成されたリーダー) ・外国人コーディネーターのOJT研修受講数 ・支援調整会議の開催数</p>	<p>・外国人コーディネーターの記録(雇用・研修など) ・支援調整会議議事録</p>	<p>・外国人コーディネーター4人 ・支援調整会議が月1回開催される。</p>	<p>2022年2月</p>

(4)活動	時期
1-1.ピックアップ型フードパントリー(食料配布)を実施し、来所した在留外国人のニーズ把握・関係構築を行う。	2021年5月～8月
1-2.支援対象とされた在留外国人に対し、家庭訪問による追加食料支援や、役所等への手続同行を通じて、支援および関係構築を行う。	2021年8月～2022年2月
1-3.就学児童を持つ在留外国人家庭に学用品配布を実施し、子どもへのニーズ把握・関係構築を行う。	2021年8月～2022年2月
2-1.法的支援が必要な在留外国人に対する法律相談や代理援助業務の提供する。	2021年8月～2022年2月
3-1.外国人コーディネーター雇用	2021年5月
3-2.地域サポーターの任命(支援の補助を依頼できる地域住民。物資配布に伴う作業は、在留外国人も参加を促す)	2021年5月以降随時
3-3.社協と連携したアウトリーチの体制づくり(研修・OJTによるコーディネーター育成を含む)	2021年5月～2022年2月
3-4.支援調整会議を行う。(対象者のニーズに対して支援の方法・担当を調整する会議)	2021年5月～2022年2月
3-5.在留外国人を地域のリソース(支援団体など)とつなげる。	2021年8月～2022年2月

(5) 事業実施により期待される成果と助成終了後の計画
<p>・生活、法的双方の支援により、従来の支援ではカバーしきれなかった、対象者の総合的な生活基盤の安定に寄与する。支援を通じて在留外国人の地域コミュニティへの社会的包摂を図り、在留外国人のみでは解決が難しい課題に対しても、地域コミュニティによる継続的な支援を受けることが期待できる。また、在留外国人をコーディネーターとして採用し、支援者として本事業を通して育成する。それにより、地域の外国人リーダーとして在留外国人が主体的に支援を担う基盤を整備できる。事業については各種外国人支援ネットワーク、当会ウェブサイト・会報を通じて広く発信する。また、対象地域の在留外国人コミュニティにおける情報交換を促し、更なる浸透を図り、その中で支援者と被支援者という立場が固定化されない共助の関係性が育まれることを期待する。</p> <p>・本事業により、大きく次の3点を他地域へ波及できる成果と期待できる。</p> <p>①在留外国人が支援の主体となること。</p> <p>本事業は、地域コミュニティへの社会的包摂支援と、将来的に在留外国人が支援を担うことができるモデル構築を目指している。これにより、今後、在留外国人コミュニティ内で生活が完結し日本人と共生する意識が低い地域、集住・散住地域など、在留外国人の居住実態に即した、効果的な支援に結びつく可能性が期待できる。</p> <p>②在留外国人のサポートに対して、各地域の社会福祉協議会の関わりモデルになりえること。</p> <p>最近では、各地域の社会福祉協議会が在留外国人に対しての対応をしている事例が報告されるようになった。しかし、従来の社会福祉協議会は、地域の高齢者福祉の活動が中心であり、まだ、在留外国人へ取り組みは、十分に蓄積されていない。この活動を通して、地域の社会福祉協議会が在留外国人に対する新たな関わりを提案でき、既存の枠組みを再考するきっかけとなる可能性を期待できる。</p> <p>③在留外国人への支援に、法的支援の重要性を波及させること。</p> <p>現在は、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を受けられる「民事法律扶助制度」(法テラス)があるが、深刻なケースや言葉の壁、在留資格の問題により、在留外国人にとって、制度利用に限界がある。また、どの程度深刻なのか、データが取れていない現状がある。この取り組みを通して、在留外国人の法的支援の在り方について、経験・知見を積み、他の地区への事例として波及することを期待できる。</p> <p>・物資の緊急配布等については、事業終了時の地域の状況を鑑み、助成金の活用や寄付による実施を検討していく。また、本事業により育成された人員と、強化された地域コミュニティとのネットワークを活用し、地域における継続的かつ効率的な支援、新たな支援団体との結びつきが期待できる。</p>

IV.事業実施体制

<p>(1)事業実施体制と各職員の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業担当/分担体制（人員配置や業務分担、担当/分担者の経験など） <p>事業統括：市川 齊 事業管理：村松 清玄 事業推進：渡辺 明美 経理：笠松 康子 総務：古賀 智子</p> <p>【事業採用スタッフ】</p> <p>日本人コーディネーター2名(外国人コーディネーターを中心としたアウトリーチ活動を統括する。地域支援団体との連携を促進する。)</p> <p>外国人コーディネーター4名（在留外国人への聞き取り、個別訪問・同行支援などアウトリーチ活動、対象者への寄り添い支援を担う）</p> <p>〈ネパール人、ミャンマー人、その他国籍〉</p> <p>→社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会が実施した緊急小口資金申請者の状況によると、在留外国人申請者のうち55.8%がネパール国籍、23.8%がミャンマー国籍であり非常に高い割合を占める。そのため、在留ネパール人・ミャンマー人のコーディネーターを配置し、重点的な支援を実施することが効果的と考えられる。</p>
<p>(2)他団体との連携体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法人東京パブリック弁護士事務所（法的支援） ・社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（生活支援、CSW連携、会議主催） ・多文化としまネットワーク（地域の支援団体との連携）
<p>(3)想定されるリスクと管理体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染再拡大の影響により、対面での活動が制限され、事業実施が阻害される。 ・スタッフが新型コロナウイルスに感染する。 <p>事業統括は事業全体の責任を負い、問題発生時は現地担当スタッフ・連携団体との情報交換を行い、最終的な判断を行う。</p> <p>総務は、感染予防のための本事業及び本部職員の安全管理業務・リモートワーク環境整備を行う。</p> <p>感染拡大時は、対面での接触・移動を可能な限り控え、オンライン・宅配等を用いたリモート支援、リモートワーク移行を実施する。</p> <p>スタッフ感染時は、現地関係者及び本部事務所と速やかに情報共有を行い、濃厚接触者の特定、保健所への連絡を早急に行うことができる体制を整えている。</p>

V.関連する主な実績

<p>(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無</p>			
<p>コロナウイルス感染症に係る事業</p>			
<p>①本申請事業について、コロナウイルス感染症に係る助成金や寄付等を受け活動を実施している(予定も含む)</p>	<p>有</p>	<p>無</p>	<p>有の場合 その詳細</p>
<p>②本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない</p>	<p>無</p>	<p>※有の場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）</p>	
<p>(2)申請事業に関連する調査研究、連携の実績</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民を支援する豊島区の地域ネットワーク「多文化としま」は豊島区社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）や弁護士法人東京パブリック法律事務所もメンバーであり、日頃から連携して支援活動にあたっている。 ・事業計画書に関する補足事項は、「事業計画書別添資料」に記載している。 			